

廃掃法改正案 衆議院を通過

有効期間延長は7年が有力

通常国会に提出されていた廃棄物処理法の一部改正案が4月20日、衆議院を通過した。16日に行われた同院環境委員会では、全会一致で原案のとおり可決した。

事業の実施能力、実績を勘案して廃棄物処理業許可の有効期間を延長する特例について、大谷信盛政務官は同委員会の質疑の中で、「延長は7年が一つの目安」と語り、その判断材料となる優良性評価制度の見直しについて「廃棄物処理法に違反していない」「事業計画や施設に関する情報をインターネットで公表している」「電子マネーフェスト等を使用している」は必須になるだろう」と述べた。

建設系廃棄物の排出事業者責任を元請け業者に一元化する際の例外規定について、小沢

鋭仁環境大臣は「排出事業者責任の一元化に伴い、排出事業者でも処理の受託者でもない下請負人が生じることや廃棄物の処理を委託する可能性があることから置いたもの」として、「本改正によって建設工事に係る廃棄物の処理については元請け業者に一元化される。元請け業者が自ら処理するか、許可業者に処理を委託すること（原則）」と述べた。

改正案には、国外廃棄物の輸入について、他人に委託して適正処理ができ、国内において処分することが相当の理由が認められるものを追加することが盛り込まれている。

これについて、小沢大臣は「今回の改正ではあくまでも関連会社や子会社を含めることを想定しており、厳正な審査の上で認める」と回答。その上で、将来的には「静脈ビジネスにも徹底的に光を当てて技術革新を促し、アジア全体を商圏として考えていけるような政策を目指したい」と述べた。

解説 優良性評価制度

環境省令に基づき、005年4月に施行した。許可更新時等の際に、処理業者の任意に基づき、都道府県等の知事が国の定めた評価基準に適合しているかを評価する。評価基準は、①順法性（申請区

分の処理業を5年以上営み、行政処分を過去5年間受けていない）
②情報公開性（事業内容等を原則5年間インターネットで公開）
③環境保全の取り組み（ISO14001規格やエコアクション21

等の認証取得）。確認を受けると、許可証に記載されるほか、許可更新時等の申請書類の一部が省略できる。許可更新時等以外にも適合確認を受けられる「随時制度」を設ける自治体もあり、岩手県や東京都、大阪府、徳島県では独自制度を設けている。09年度末時点で、岩手県、東京都、札幌市、函館市、盛岡市、京都市が国の制度を導入していない。4月15日現在、国の基準適合事業者は337件にとどまる。今度の法改正では、許可の有効期限に特例を設ける。基準適合事業者には現在の5年から7年に延長されること有力。これに伴い、評価基準の見直しも行われる予定。